

自己適合宣言書

次に掲げる試験は、JIS Q 17025 の要求事項に適合していることを宣言します。

理由：◇JIS Q 17025 に基づいた品質システムを構築し、品質マニュアルに沿った試験を実施している。
◇JNLA の試験事業者となっており、JIS Q 17025 に基づくシステムは、下記に掲げた試験でも同様である。

自己適合宣言の対象試験

- (1) 「ZKT-301 塩分含有量測定器の検定方法」に基づく塩分含有量測定器の検定
- (2) 「ZKT-208 アンボンドキャッピングに用いるゴム硬さ試験機の検定方法」に基づくゴム硬さ試験機の検定
- (3) 「JIS A 1141 骨材中の密度 1.95g/cm³の液体に浮く粒子の試験方法」に基づく密度 1.95g/cm³の液体に浮く粒子の試験
- (4) 「JIS A 1126 ひっかき硬さによる粗骨材中の軟石量試験方法」に基づく軟石量試験
- (5) 骨材のアルカリシリカ反応性試験(迅速法)に基づくアルカリシリカ試験方法
- (6) 「JIS A 1129-2 モルタル及びコンクリートの長さ変化試験方法」に基づく長さ変化試験

自己適合宣言者

(宣言者の名称) 宮崎県生コンクリート工業組合 共同試験場
(宣言者の住所) 宮崎県宮崎市新別府町薦藁 1948 番地

ラボラトリ責任者・品質管理者(宮崎県生コンクリート工業組合共同試験場場長)

市川 治 仁



自己適合宣言の対象試験が適合している規格は、JIS Q 17025：「試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」である。

また、この適合宣言は、JIS Q 17050-1：「適合性評価－供給者適合宣言－第1部：一般要求事項」及び JIS Q 17050-2：「適合性評価－供給者適合宣言－第2部：支援文書」に基づき行っている。

自己適合宣言書の裏書き

2010 年 4 月 9 日

- (22) 「JIS A 1129-2 モルタル及びコンクリートの長さ変化試験方法」に基づく長さ変化試験
自己適合宣言する。

2015 年 1 月 6 日

以下の試験を自己適合宣言対象試験から削除する。

(1)～(16)は、JNLA 登録

- (1) 「JIS A 1108 コンクリートの圧縮強度試験方法」に基づく圧縮強度試験
- (2) 「JIS A 1106 コンクリートの曲げ強度試験方法」に基づく曲げ強度試験
- (3) 「JIS A 1109 細骨材の密度及び吸水率試験方法」及び「JIS A 1110 粗骨材の密度及び吸水率試験方法」に基づく密度及び吸水率試験
- (4) 「JIS A 1102 骨材のふるい分け試験方法」に基づくふるい分け試験
- (5) 「JIS A 5005 コンクリート用砕石及び砕砂」に基づく粒形判定実積率試験
- (6) 「JIS A 1104 骨材の単位容積質量及び実積率試験方法」に基づく単位容積質量及び実積率試験
- (7) 「JIS A 1103 骨材の微粒分量試験方法」に基づく微粒分量試験
- (8) 「JIS A 1121 ロサンゼルス試験機による粗骨材のすりへり試験方法」に基づくすりへり試験
- (9) 「JIS A 1145 骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)」に基づくアルカリシリカ試験方法
- (10) 「JIS A 1146 骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)」に基づくアルカリシリカ試験方法
- (11) 「JIS A 1122 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験方法」に基づく安定性試験
- (12) 「JIS A 5002 構造用軽量コンクリート骨材」に基づく細骨材の塩化物量試験
- (13) 「JIS A 1105 細骨材の有機不純物試験方法」に基づく有機不純物試験
- (14) 「JIS A 1137 骨材中に含まれる粘土塊量の試験方法」に基づく粘土塊量の試験
- (15) 「JIS R 5201 セメントの物理試験方法」に基づく凝結試験及び強さ試験
- (16) 「JIS A 5308 附属書 C(規定)レディーミクストコンクリートの練混ぜに用いる水」に基づく水の試験
- (17) 「JIS A 1101 コンクリートのスランプ試験方法」に基づくスランプ試験
- (18) 「JIS A 1128 フレッシュコンクリートの空気量の圧力による試験方法」に基づく空気量試験